

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年 5月23日
【会社名】	神姫バス株式会社
【英訳名】	SHINKI BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 真
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市西駅前町 1 番地
【電話番号】	079 ( 223 ) 1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 横山 忠昭
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市西駅前町 1 番地
【電話番号】	079 ( 223 ) 1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 横山 忠昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

当社は、平成26年5月23日開催の取締役会において、平成26年8月中を効力発生日の目処とし、当社の遊技場事業（以下「本事業」）を会社分割により分社化（以下「本会社分割」）し、新たに設立する「株式会社エスアミューズメント（以下「新設会社」）」に承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）本会社分割の目的

当社は本事業において兵庫県西部エリアにパチンコ店2店舗を構え、長年にわたり当社の収支を底支えしてまいりました。しかしながら、相次ぐ法規制の強化や近隣への大型競合店進出に対し、当社の規模では経営効率化が難しく、収支は年々厳しさを増しております。

当社主要事業である自動車運送事業を始め、グループの他の事業に関しても先行き不透明な状況のなか、本事業のこれ以上の拡大・強化は困難であると判断し、今般、本事業を新設分割により新設会社に承継させ、当社と同エリアで同事業を営む株式会社山陽に対し、新設会社の発行済株式の全部を譲渡することといたしました。

### （2）本会社分割の方法

当社を分割会社とし、分割により設立する新設会社に遊技場事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割です。なお、本会社分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の決議を経ずに行います。

### （3）本会社分割に係る割当ての内容

新設会社は本会社分割に際して発行する普通株式1,000株すべてを、新設分割会社である当社に割り当てます。

### （4）その他の本会社分割計画の内容

本会社分割に係る日程  
分割計画承認取締役会 平成26年6月中（予定）  
分割予定日（効力発生日） 平成26年8月中（予定）

その他本会社分割計画の内容  
未定です。

### （5）本会社分割に係る割当ての内容の算定根拠

本会社分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本会社分割に際して新設会社が発行する株式はすべて当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

### （6）新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エスアミューズメント
本店の所在地	兵庫県姫路市西駅前町1番地
代表者の氏名	取締役社長 小林 健一
資本金の額	10百万円
純資産の額	未定です。
総資産の額	未定です。
事業の内容	遊技場事業

なお、本臨時報告書記載の未定事項につきましては、決定があり次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

以上